

シニア社員の休職事由（病気休職）の追加について

3月29日、提案を受けました。以下、報告します。

1. 休職事由の追加

シニア社員の「休職事由」に「病気休職」を追加する。

2. 対象者

「業務災害又は通勤災害に起因する以外の傷病（以下「私傷病」という。）により引き続き90日間（勤続年数10年以上の社員は180日間）欠勤し、なお就業できないと認めた場合」に適用対象とする。

※私傷病による欠勤は社員としての欠勤期間も通算する。

※勤続年数には社員としての勤続年数も通算する。

3. 休職期間

（1）シニア社員の雇用契約期間による休職期間

5年契約の場合は3年以内とする。1年契約の場合は1年以内とするが、契約更新時に引き続き休職できることとする。なお、この際、通算の休職期間は3年以内とする。

（2）社員としての休職期間との通算

社員としての病気休職から継続してシニア再雇用後も病気休職となる場合は、社員としての病気休職期間も通算する。

4. 休職期間満了後の取扱い

「病気休職の休職期間満了後、なお復職できない場合」は雇用契約を終了するものとする。

5. 実施時期

2023年4月1日より実施する。

以上